

改正介護保険制度における新しい総合事業への移行、また、生活困窮者自立支援法の施行など、地域福祉推進に大きな影響をもたらす制度改革が進められています。特に、新しい総合事業では、「住民主体」の活動及びサービス等を介護保険制度の中に位置付けることによりサービスの拡充を図り、これにより見守り支援活動やサロン活動、住民参加型在宅福祉サービス等の一層の推進が期待されています。

一方で、これまで社協が進めてきた地域福祉活動が制度の中に位置づけられることで、本来の住民主体の主旨とは異なる結果となる危険性もはらんでおり、地域における社協の存在意義そのものが問われています。

さらに、社会福祉法改正に向け、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みの具体化など、今後、社会福祉法人としての社協の事業・組織運営のあり方について、早急な検討と対応が求められているところです。

社会福祉協議会においては、これらの制度等の動向を的確にとらえ、地域福祉関連施策を総合的に推進するチャンスと考え、組織改正により細分化されている担当部署を再編することで、企画力を強化すると共に質の高い安定的なサービスの提供に努めました。また、社協としてのビジョンと戦略をもって行政はもとより地域の住民や各種機関・団体等と連携・協働し、事業の積極的な推進を図り、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指しました。

1 第3期福生市地域福祉活動計画～ささえあいプランふっさ～の推進

行政計画である地域福祉計画が策定され、改正介護保険法による新しい総合事業の実施が平成29年度を目途に進められていることから、現計画を2年間延伸とし、引き続き次の4項目の更なる推進に取り組むとともに、検証に努めました。

- ①小地域福祉活動の推進
- ②ボランティア・市民活動の推進
- ③住民参加型の在宅福祉サービスの推進
- ④地域福祉を推進するための協働の場づくり

2 社協らしい事業の展開

指定管理を含め、各種事業について、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めました。

3 災害に備えた社協の体制強化

災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めました。

4 時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、前述の社会状況を鑑み、より効果的に事業を推進するための組織改正を実施すると共に、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めました。